

令和7年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き 宇城市

固定資産税の対象となる資産には、土地、家屋のほかに償却資産があります。償却資産とは、会社や個人で工場や商店等の経営や、農業、漁業等を営んでいる人が、その事業のために用いることができる資産(構築物、機械、器具・備品、船舶など)をいいます。償却資産を所有している人は、毎年1月1日(賦課期日)現在、宇城市内に所有している償却資産について申告していただくことになっています(地方税法第383条)。

つきましては、この申告の手引きを参照いただき、申告書などを期限までにご提出ください。

地方税法第383条

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価格、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

提出期限 令和7年1月31日(金)

目次

I 償却資産とは	P2 ~ P8
II 償却資産の申告について	P9 ~ P11
III 償却資産の評価方法	P12 ~ P13
IV 非課税と課税標準の特例	P14
V 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合	P15
VI 過年度への遡及について	P15
VII 実地調査ご協力をお願い	P15

☆償却資産の申告は、インターネットでもできます。

詳しくは、エルタックスのホームページ

<http://www.eltax.jp> をご覧ください。



エルタックス HP

I 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されないものが所有するものを含む。)をいいます(地方税法第341条4号<固定資産税に関する用語の意義>)。

例えば、会社や個人で事業を行っている人が事業のために用いることができる機械・器具・備品、駐車場設備や賃貸住宅の外構工事等は償却資産となります。

1 申告の対象となる償却資産の範囲

- (1) 耐用年数が1年以上で、取得価格が10万円以上のもの、あるいは取得価格が10万円未満であっても、固定資産に関する帳簿等に計上されているもの。
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産、あるいは償却済資産であっても現に事業に使用しているもの。
- (3) 遊休資産、未稼働資産であっても、今後で使用可能なもの。
- (4) 資本的支出としての改良費は、新たな資産の取得とみなされ本体とは別に取り扱われます。
- (5) 貸し付けている資産については、その資産の利用状況に関係なく貸し主が申告することになります。
- (6) 所有権留保付割賦販売資産については、残債のあるなしにかかわらず、買主が申告することになります。
- (7) 税務会計上、土地勘定に計上している駐車場の舗装路面、フェンス等は、地方税法上は構築物として申告の対象となります。
- (8) 家屋に施した建築設備、造作等のうち償却資産として取り扱うもの。
- (9) 国税に関する制度を適用した次ページ⑤中小企業特例は、償却資産として申告が必要です。

2 償却方法と取得価格による申告対象 (3ページの図参照)

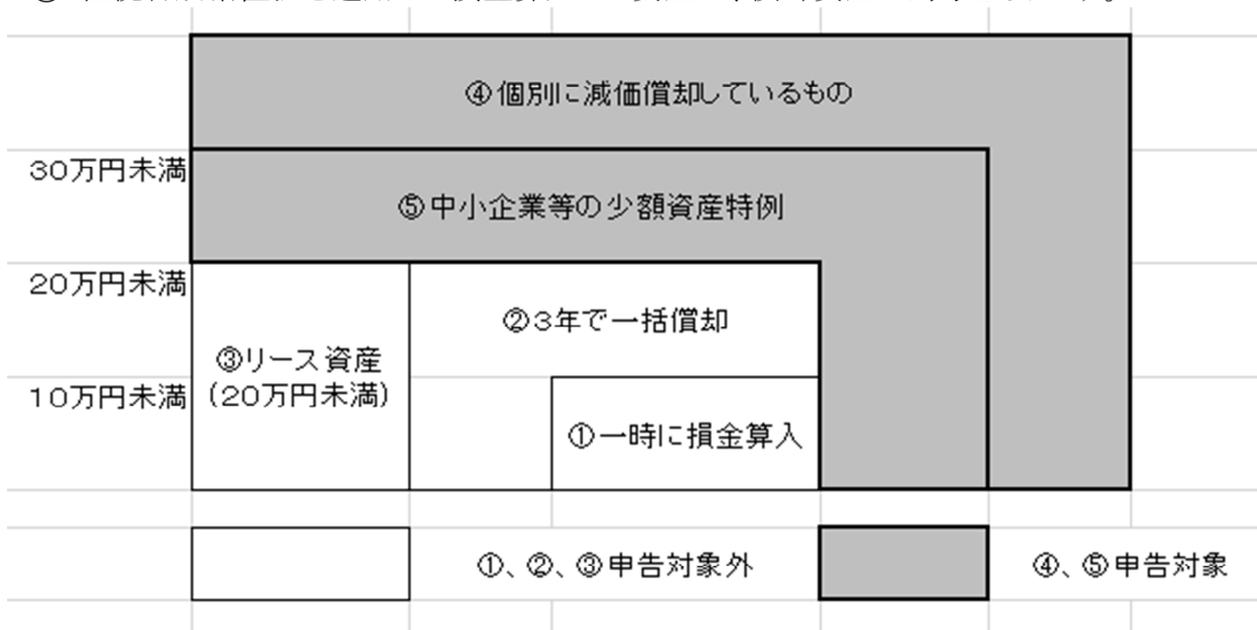
固定資産税(償却資産)において申告対象とならない、いわゆる「少額資産」は

- ① 取得価格10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価格20万円未満のうち3年間で一括償却したもの
- ③ リース資産で取得価格が20万円未満のもの

当該リース資産の所有者で平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項及び所得税法第67条の2第1項に規定するリース(売買扱いするファイナンスリース)資産で取得価格が20万円未満の資産は、地方税法施行令第49条ただし書により申告対象外となっています。

少額資産のうち、

- ④ 個別に減価償却しているもの
- ⑤ 租税特別措置法を適用して損金算入した資産は、償却資産の対象となります。



3 資産の種類ごとの主な償却資産

資産の種類		固定資産税における主な償却資産
1 構築物	構築物	駐車場の舗装、庭園、門、塀、緑化施設、屋外給排水設備、屋外電気設備、外灯工事、外構工事、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	・建築設備のうち、受・変電設備工事、内装工事・厨房設備工事・内部造作等 ・家屋の賃借人が施した設備工事(内装等)
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン・コンベア等の建設機械、農機具関係機械、太陽光発電設備等
3	船舶	客船、貨物船、釣船、ホバークラフト等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト等(ナンバープレートの分類番号が0及び00～09、000～099、9、90～99及び900～999の車両) その他運搬車(自動車税、軽自動車税の課税の対象となるものを除く)、農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの
6	工具・器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、娯楽機器、応接セット、冷蔵庫、レジスター、看板(ネオンサイン)、自動販売機、医療機器、理容及び美容機器等

4 申告対象となる主な償却資産(業種別)

業種	資産の名称
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、事務机、応接セット、金庫、キャビネット、レジスター、自動販売機、舗装路面、看板(広告塔、ネオンサイン)、太陽光発電設備等
製造業	受・変電設備、金属製品製造加工機械、食品製造設備、旋盤、ボール盤、プレス、圧縮機等
印刷業	製版機、印刷機、裁断機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等の大型特殊自動車、発電機等
飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、カラオケ機器、冷凍冷蔵庫等
小売業	陳列棚、陳列ケース、自動販売機、冷凍冷蔵庫、日よけ等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、パーマ器等
医(歯科)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、機械等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業	受・変電設備、外構工事(門・塀・緑化施設等)、駐車場等の舗装等
駐車場業	受・変電設備、立体駐車場の機械設備(ターンテーブル等)、駐車場管理システム、舗装路面等
アパート経営業	受・変電設備、堀・フェンス、門、屋外電気・給排水・ガス設備、自転車置場、ゴミ置場、屋内の備付、電化製品等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
農業	耕作機械、ビニールハウス(簡易なもの)、園芸設備等
娯楽施設	パチンコ機、ゲーム機、両替機、玉貸機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設備

5 申告の留意点

申告誤りが多い事例は、次のようなものがあります。

●小型特殊自動車・・・軽自動車税対象

小型特殊自動車は、軽自動車税の課税対象ですので、償却資産の申告対象外となります。しかし、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車の登録が必要です。

小型特殊自動車(乗用型の小型トラクター、コンバイン、田植機 等)を所有している場合は、税務課市民税係にて手続きを行ってください。

なお、特殊自動車は構造・大きさ・最高速度で「小型」と「大型」に区分され、軽自動車税又は固定資産税(償却資産)の課税対象となります。詳しくは、次の表の通りです。

●大型特殊自動車・・・償却資産の課税対象

本来道路運送の用に供するというよりは、むしろ、例えば建設等のための機械として効用を発揮することを主たる目的とし、たまたま車輪等をもって陸上を移動することができるにすぎないものであるため、自動車税の課税対象ではなく固定資産税(償却資産)の課税対象になります。

大型特殊自動車(償却資産対象)と小型特殊自動車(軽自動車税対象)の区分表

自動車の構造及び原動機		自動車の大きさ			自動車の種別	償却資産
		長さ	幅	高さ		
イ	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーバ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	4.70m 以下	1.70m 以下	2.80m 以下	小型特殊自動車	非該当
	自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km/時以下のもの				大型特殊自動車	該当
	自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km/時を超えるもの				大型特殊自動車	該当
	上記以外のもの					
ロ	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	—	—	—	小型特殊自動車	非該当
	最高速度35km/時未満のもの				大型特殊自動車	該当
	最高速度35km/時以上のもの				大型特殊自動車	該当
ボール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車					大型特殊自動車	該当

◆上表イに該当する自動車の場合は、最高速度 15km/時以下、長さ4.70m以下、幅1.70m以下、高さ2.80m以下の4つの条件の一つでも超えると大型特殊自動車となり、償却資産に該当します。

◆上表ロに該当する自動車の場合は、大きさは問わず最高速度が 35km/時以上であれば大型特殊自動車となり、償却資産に該当します。

●太陽光発電設備

①設置者が個人、法人であるかを問わず、事業の用に供している場合(※発電出力に関わらない)

②設置者が個人で、発電出力が10Kw以上あり、全量売電の場合
上記いずれかに該当する方は、償却資産としての申告が毎年必要になります。

●償却資産と家屋の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税では、それらを家屋と設備等の所有関係によって、家屋と償却資産に区分して課税されます。

《家屋と設備等の所有者が同じ場合》

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるものについては、家屋として取り扱うため、償却資産の申告対象外となります。

《家屋と設備等の所有者が異なる場合》

賃借人(テナント)等(※)が取り付けした事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。当該設備は、賃借人(テナント)等の方が償却資産としてご申告ください。

※「賃借人(テナント)等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

例)エアコン

形状・種類		壁掛け型・据え置き型	天井埋め込み型
家屋と設備等の 所有関係	同じ	償却資産	家屋
	異なる	償却資産	償却資産

その他の具体的な例は、次ページの《家屋と償却資産の区分 早見表》をご覧ください。

《家屋と償却資産の区分 早見表》							
※この表は、主な設備の例示です。							
設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○				◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管、配線等	○				◎
	インターホン設備	集合玄関機等			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
	避雷設備	設備一式	○				◎
火災報知設備	設備一式	○				◎	
盗難非常通報装置	設備一式	○				◎	
自動車管制装置	屋外設備一式			◎		◎	
	屋内設備一式	○				◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等	○				◎
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○				◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備	○				◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○			◎	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備			◎		◎
上記以外の設備		○				◎	
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、フラインド等		◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎	

6 国税との主な違い

項目	固定資産税	国税
圧縮記帳の制度(注 1)	認められません	認められます(法人税第 42 条等)
特別償却・割増償却	認められません	認められます (租税特別措置法第 3 章第 1 節等)
増加償却(注 2)	認められます	認められます
償却計算の時期	賦課期日(1 月 1 日)	事業年度末日
減価償却の方法	定率法	定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
評価額の最低限度額 (償却可能限度額)	取得価格の 100 分の 5 (取替資産、鉱業用坑道を除く)	備忘価格(1 円)まで
改良費	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区別して評価する)	合算評価

(注1)圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金などで取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価格を記入ください。

(注 2)法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産がある場合は、「届出書」の写しを添付してください。

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告する必要がある人

令和6年1月1日現在、償却資産を所有している人です。

なお、次の場合も申告が必要です。

- (1) 償却資産を他に賃貸している
- (2) 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主
- (3) 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主
- (4) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主
- (5) 償却資産の所有者がわからない場合、使用している
- (6) 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人(テナント)等
- (7) 福利厚生施設(会社の寮等)に係る償却資産(固定資産税)を所有している
- (8) 本市から申告書を送付された人

※償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告してください。

また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した場合も、減少の申告をお願いします。

2 提出書類

(1) 必ず提出が必要なもの

	申告の区分	提出書類		記載方法
		申告書	明細書	
宇城市の 申告書 で申告	資産の増減あり	○	○	P.10〈申告書の記載方法〉をご確認ください。
	資産の増減なし	○	○	申告書「18 備考」欄に「増減なし」と記入。
	該当する資産なし	○		申告書「18 備考」欄に「資産なし」と記入。
	廃業・合併・転出	○	資産がある 場合のみ ○	申告書「18 備考」欄に状況等を記入。 ・廃業等の場合、廃業(異動)年月日をご記入ください。 ・資産がある場合は、減少資産用の種類別明細書をご提出ください。
自社の 申告書 又は 電子申告 で申告	資産の増減あり	○	○	全資産用、増加資産用、減少資産用の明細を添付してください。
	資産の増減なし	○	○	全資産用の明細を添付してください。
	該当する資産なし	○		申告書「18 備考」欄に「資産なし」と記入してください。
	廃業・合併・転出	○		申告書「18 備考」欄に状況等を記入。 ・廃業等の場合、廃業(異動)年月日をご記入ください。 ・資産がある場合は、減少資産用の種類別明細書をご提出ください。

◆申告書控えに受付印が必要な方で申告書を郵送される方は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

申告書の記載方法

受付印	年 月 日	令和 4 年度	※ 所有者コード
徴却資産申告書 (徴却資産課税台帳)			
1 住所 (ふりがな) 又は納税通知書送先	3 個人番号又は法人番号	8 延滞罰年数の承認	有・無
2 所有者 (ふりがな) 氏名 又は納税通知書送先 の氏名	4 事業種目 (資本等の金額) (百万円)	9 増加償却の届出	有・無
	5 事業開始 年月	10 非課税該当資産	有・無
	6 この申告に回答する者の係長 氏名	11 課税標準の特例	有・無
	7 税理士等の 氏名	12 特別償却又は圧縮記載	有・無
	(番号)	13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
	(電話番号)	14 青色申告	有・無
資産の種類	取得価額	15 市区町村内における事業所等資産の所在地	
1 構築物	前年前に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 計 (イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ)	16 借入資産 (有・無)	債主の名称等
2 機械及び装置		17 事業所用家屋の 自己所有・借家	
3 船舶		18 備考 (添付書類等)	
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			
資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

資産に変更がない場合は、「増減なし」
 資産をお持ちでない場合は、「資産なし」とご記入ください。

空欄は記入し、誤りがあれば二重線で消して訂正してください。
 なお、押印は不要です。

令和 6 年中の増加資産、減少資産がある場合は、該当する資産の欄に取得価額を記入してください。
 なお、合計額までご記入ください。

種類別明細書の記載方法

◆令和 6 年中に増加資産がある場合
 種類別明細書(増加資産・全資産用)に資産の種類、資産の名称、数量、取得年月、取得価格、耐用年数を記入。増加理由 1～4 の該当するものに○をつける。

※令和 5 年中以前取得で申告されていない資産がある場合もご記入ください。

◆令和 6 年中に減少資産がある場合
 種類別明細書(減少資産用)に資産の種類、資産の名称、数量、取得年月、取得価格、耐用年数を記載。減少の事由と区分について、該当する番号を記入。

※同封している種類別明細書に記載されている資産で令和 5 年中以前に無くなっているものがある場合もご記入ください。その際は、摘要欄に減少した年をご記入ください。

※増加資産・減少資産が多く、記載欄が足りない場合は、添付の様式をコピーしてご利用ください。

所有者コード		所有者名		住所		取得年月		取得価格		減価償却率		価額		増加理由	
資産コード	資産の名称	数量	年	月	千円	十円	円	千円	十円	円	千円	十円	円	理由	
01	乾燥機	1	4	2	6	1	0	2	000	000	7	0	0	0	1・2 3・4
02															1・2 3・4
03															1・2 3・4
04															1・2 3・4
05															1・2 3・4
06															1・2 3・4
07															1・2 3・4
08															1・2 3・4
09															1・2 3・4
10															1・2 3・4
11															1・2 3・4
12															1・2 3・4
13															1・2 3・4
14															1・2 3・4
15															1・2 3・4
16															1・2 3・4
17															1・2 3・4
18															1・2 3・4
19															1・2 3・4
20															1・2 3・4
小計		1						2	000	000					

【増加の理由】
該当する数字に○印を付けてください。
1:新品取得
2:中古品取得
3:移動による受入れ
4:その他

年号
3:昭和 4:平成 5:令和

【資産の種類】
以下の数字で記入してください。
1:構築物(建物附属設備含む)
2:機械及び装置
3:船舶
4:航空機
5:車両及び運搬具
6:工具、器具及び備品

記入例をもとにご記入をお願いします。

- ◆個人や法人で事業を行っている方のうち、その事業に用いることができる土地及び家屋以外の事業用資産は、市町村に申告する償却資産の対象となります。
- ◆種類別明細書を作成するにあたっては、国税申告における減価償却資産明細書や減価償却費計算書等をもとに行ってください。
- ◆自動車税の種別割の課税客体である自動車又は軽自動車又は軽自動車の種別割の課税客体である軽自動車等は市町村に申告する償却資産の対象ではありません。
- ◆提出の際は、国税申告における減価償却資産明細書や減価償却費計算書等の写しもご提出ください。

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

Ⅲ 償却資産の評価方法

1 評価額の計算方法

償却資産の評価は、資産の取得年月、取得価格及び耐用年数をもとに評価します。評価額は、一品ごとに次の算式により求められます。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価格} \times (1 - \text{減価率} \div 2)$ $= \text{取得価格} \times \boxed{\text{A}}$	$\text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})$ $= \text{前年度評価額} \times \boxed{\text{B}}$

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価格の5%になるまで償却します。評価額が取得価格の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

【減価残存率表】 ※「r」とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 (1-r/2) A	前年前取得 (1-r) B			前年中取得 (1-r/2) A	前年前取得 (1-r) B
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912

《計算例》

資産の名称等	取得年月	取得価格	耐用年数	減価率	評価額
ルームエアコン	令和5年5月	350,000円	6年	0.319	350,000円 × (1-0.319÷2) = 294,000円 (令和6年度評価額)
舗装路面	令和4年9月	2,700,000円	15年	0.142	2,700,000円 × (1-0.142÷2) = 2,508,300円 (令和5年度評価額) 2,508,300円 × (1-0.142) = 2,152,121円 (前年度評価額) (令和6年度評価額)

※数値処理は、下線を計算して得た数値の小数点以下第4位を四捨五入しています。

2 課税標準と税額

- (1) 課税標準は、賦課期日(1月1日)現在の償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものです。耐用年数の経過により減価していきます。
- (2) 税率は、1.4%です。
- (3) 課税標準額(各資産の合計額)が150万円未満の場合には、課税されません。
- (4) 残存額150万円未満となるかどうかは、旧定率法で計算した結果により判定しますので資産の多少にかかわらず申告してください。

3 納税通知書発送時期と納付

◆法人、宇城市外の個人

- 4月上旬に納税通知書発送。年税額は4回の納期(4月、7月、12月、翌年2月)に分けて納めていただきます。納税通知書と一緒に4期分の納付書をまとめてお送りします。

◆宇城市内の個人

- 6月上旬に納税通知書発送。年税額は10回の納期(6月～翌年3月)に分けて納めていただきます。納付書は、納期の各月上旬にお送りします。6月(1期)は、納税通知書と一緒にお送りします。

※口座振替の場合は、納期の月の26日に引き落としとなります。希望する場合は専用の用紙を金融機関に提出する必要がありますので、お問い合わせください。

IV 非課税と課税標準の特例

1 非課税となる資産

公共的、公益的な性格を有する設備等で、地方税法第 348 条の規定により非課税となるものがあります。非課税の適用を受けるには別途申請が必要となります。

2 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。課税標準の特例を受けるためには、添付書類を提出していただく必要があります。

【課税標準の特例が適用される償却資産の例】

適用条項	適用対象	取得時期	適用期間	特例率	備考
地方税法第 349 条の 3	第 5 項 内航船舶	—	期限なし	1/2	・外航船舶及び準外航船舶以外の漁船。 ・専ら遊覧の用に供するもの及び快遊船、遊漁船を除く。
地方税法附則第 15 条	第 25 項 再生可能エネルギー発電設備	R2.4.1 ～ R6.3.31	取得後 3年度分	2/3 または 3/4	「再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書」の写しの提出が必要です。 ※発電出力により特例率が異なります
地方税法附則第 64 条	経営強化法の先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等が新規取得した先端設備等	R3.4.1 ～ R5.3.31	取得後 3年度分	課税標準額を 0 にします	「先端設備等導入計画の申請書」の写し及び「先端設備等導入計画の認定書」の写し及び「工業会等による仕様等証明書」の写しの提出が必要です。 ※リース会社が申告を行う場合は、上記添付書類と併せて、リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」及び「リース契約書」の写しの提出が必要です。
地方税法附則第 15 条	第 44 項 先端設備等に係る固定資産税(償却資産)の特例措置について	R5.4.1 ～ R7.3.31	取得後 3年度分	1/2	・「先端設備等導入計画の申請書」の写し ・「先端設備等導入計画の認定書」の写し ・「認定経営革新等支援機関による事前確認書」の写し ・「認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書」の写し 以上の書類提出が必要です。 ※リース会社が申告を行う場合は、上記添付書類と併せて、リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」及び「リース契約書」の写しの提出が必要です。
地方税法附則第 15 条	第 44 項 先端設備等に係る固定資産税(償却資産)の特例措置について ※「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」を提出された場合	R5.4.1 ～ R7.3.31	取得後 5年度分 (R6.3までに取得) または 4年度分 (R7.3までに取得)	1/3	・「先端設備等導入計画の申請書」の写し ・「先端設備等導入計画の認定書」の写し ・「認定経営革新等支援機関による事前確認書」の写し ・「認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書」の写し ・「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」の写し 以上の書類提出が必要です。 ※リース会社が申告を行う場合は、上記添付書類と併せて、リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」及び「リース契約書」の写しの提出が必要です。

V 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしない場合は、地方税法第 386 条の規定により過料を科せられることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により罰金を科せられることがあります。

VI 過年度への遡及について

申告内容の修正や申告もれ等の場合の課税につきましては、申告いただいた現年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。ただし、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、最大 5 年を限度とします。

過年度分の課税が発生した場合は、通常の納期と異なり、一括で納付していただくこととなりますのでご注意ください。

VII 実地調査ご協力のお願い

地方税法第 353 条及び第 408 条に基づいて実地調査・簡易調査(固定資産税台帳の写し等を郵送していただく調査)を行う場合がありますので、ご協力をお願い致します。調査に伴い、修正申告等をお願いすることがあります。

償却資産への課税について
市ホームページ

